

平成22年6月14日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成22年(ホ)第830号 不当利得返還請求控訴事件 (原審・静岡地方裁判所浜松支部平成21年(ワ)第518号)

平成22年4月12日口頭弁論終結

判 決

東京都品川区東品川2丁目3番14号

控 訴 人
同 代 表 者 代 表 社 員
同 職 務 執 行 者
同 代 理 人 支 配 人

C F J 合 同 会 社
CFJホールディングス株式会社

被 控 訴 人
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士

藤 澤 智 実

主 文

1 原判決を次のとおり変更する。

(1) 控訴人は、被控訴人に対し、42万0511円及びうち41万3290円に対する平成17年10月26日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 被控訴人のその余の請求を棄却する。

2 訴訟費用は、1審、2審を通じ、これを10分し、その1を被控訴人の負担とし、その余を控訴人の負担とする。

3 この判決は1項(1)に限り仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を次のとおり変更する。

2 控訴人は、被控訴人に対し、38万5506円及びこれに対する平成21年

6月18日（訴状送達の日の翌日）から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 被控訴人のその余の請求を棄却する。

第2 事案の概要

1 本件は、控訴人の前身であるディックファイナンス株式会社（以下「ディック」という。）及びディックが吸収合併をした株式会社ユニマットライフ（以下「ユニマット」という。）との間で継続的に金銭消費貸借取引を行い、原判決別紙2及び3の利息制限法に基づく法定金利計算書（以下、原判決別紙2を「計算書2」といい、原判決別紙3を「計算書3」という。）の年月日欄、借入金額欄、弁済額欄記載のとおり、借入れと弁済を繰り返してきた被控訴人が、ディックとの間の計算書2の取引（以下「ディック取引」という。）とユニマットとの間の計算書3の取引（以下「ユニマット取引」という。）は、元々別々の貸金業者として始まったものではあるが、過払金が生じたのは合併後であり、合併により法人格は1個に帰し、これにより初めから同一業者と基本契約をして取引を行った場合と同様の状態と考えられるから、ユニマット取引により生じた過払金は、発生の都度ディック取引により生じた貸金に充当されると主張して、両取引を一連のものとして計算し、利息制限法所定の利率による引き直し計算をすると過払となるとして、控訴人に対し、不当利得返還請求権に基づき、過払金及び利息の請求をした事案である。

原判決が、ディック取引とユニマット取引はそれぞれ異なる取引主体との間で締結された異なる基本契約に基づく取引であることなどから、両取引を一体として扱うことはできないとし、ディック取引については、平成17年6月6日の時点で借入金残が8万4064円となるとし、また、ユニマット取引については、控訴人は、貸金業の規制に関する法律（以下「貸金業法」という。）43条1項の適用があるとの認識を有していたことについて何らの立証を行っていないから、特段の事情の有無について論ずるまでもなく悪意の受益者と推

定され、過払金につき利息の支払義務があり、平成17年10月25日の時点で過払金元本47万5415円、過払利息3万0360円が発生しているとし、さらに、控訴人は、ディック取引にかかる貸金とユニマツト取引にかかる過払金債務との相殺の抗弁を主張しないから、被控訴人が請求する45万6259円及びうち43万7862円に対する平成17年10月26日から支払済みまで年5分の割合による利息の請求が認められることになるとした。

これを不服として控訴人が控訴をした事案である。

2 前提事実

- (1) 控訴人は、平成15年1月1日に貸金業者であるディックが、同じく貸金業者であるユニマツト及びアイク株式会社を吸収合併し、同日、CFJ株式会社に商号変更して成立した会社であり、その後、平成20年11月28日に組織変更を行い、現商号となった。
- (2) 被控訴人は、平成9年1月31日にディックとの間で継続的に金銭の借入れと弁済が繰り返される金銭消費貸借にかかる基本契約を締結し、以後、計算書2の年月日欄、借入金額欄、弁済額欄記載のとおり、借入れと弁済（ディック取引）を繰り返した。
- (3) 控訴人は、平成9年2月3日、貸金業者である株式会社タイヘイ（以下「タイヘイ」という。）との間で継続的に金銭の借入れと弁済が繰り返される金銭消費貸借にかかる基本契約を締結し、以後、計算書3の年月日欄の平成14年2月6日までの各取引日に借入金額欄、弁済額欄記載のとおり、借入れと弁済を繰り返していたが、同月にこの基本契約における貸主の地位が既存の債権とともにタイヘイからユニマツトに譲渡された。その後、控訴人は、ユニマツトとの間で計算書3の年月日欄の平成14年3月6日以降の各取引日に借入金額欄、弁済額欄記載のとおり、借入れと弁済を繰り返した（以下、控訴人とタイヘイ及び控訴人とユニマツトとの間の取引全体を「ユニマツト取引」といい、この取引における各貸付を総称し「本件各貸付」といい、ま

た各弁済を総称し「本件各弁済」という)。

- (4) 控訴人は、当審第1回口頭弁論期日(平成22年4月12日)において、デック取引の貸金債権を自動債権とし、ユニマツト取引による過払金及び利息債権を受動債権として、対当額にて相殺する旨の意思表示をした。

3 争点

争点及び争点についての当事者の主張は、原判決の「事実」中「当事者の主張」欄の「第1 請求原因」及び「第2 請求原因に対する認否」欄に記載のとおりであるから、これを引用する。

当審における本件の争点は、控訴人は悪意の受益者に該当するか(争点1)、控訴人による相殺の遡及効の及ぶ時点はどこまでか(争点2)である。

4 当審における当事者の主張

- (1) 争点1(控訴人は悪意の受益者に該当するか。)について

(控訴人の主張)

最高裁平成19年7月13日判決(同庁平成18年(受)第276号)によれば、貸金業法43条1項の適用が認められない場合であっても、その適用があると貸金業者が認識しており、かつ、当該認識を有するに至ったことがやむを得ない特段の事情が存在する場合には、「悪意の受益者」と推定することはできないのであり、また、最高裁平成21年7月10日判決(同庁平成20年(受)第1728号)によれば、その特段の事情の有無については、当該事件における個別具体的な取引の状況を検討するのではなく、一般的な取引状況を検討すれば足りると解される。そして、ユニマツトにおいては、被控訴人との取引当時、17条書面及び18条書面が交付される業務態勢が構築されていたから、ユニマツトが利息の債務の弁済として受領した金員につき、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったとしても、やむを得ないといえる特段の事情がある。

(被控訴人の主張)

みなし弁済規定の適用要件が、個別的な取引毎の書面の交付等の要件の吟味が必要なように、悪意の受益者であるかどうか、個別具体的な顧客との取引関係の問題である。そもそも、領収書等を弁済の都度、直ちに交付しなければみなし弁済の適用があるはずもないし、貸金業者においてみなし弁済の適用があると誤信することもあり得ない。

また、ユニマツト取引は、もともと貸金業者であるタイヘイと被控訴人との間の取引である。控訴人は、平成14年2月に債権譲渡を受けた後にも被控訴人から弁済を受けているがその弁済はタイヘイとの消費貸借契約の約定利率、約定残金を前提としている（甲A1）。控訴人は、タイヘイから譲受けた債権について、タイヘイの取引にみなし弁済の適用がなければ認められない約定残高を前提にして、みなし弁済の適用がないとすれば本来は受領できない元利息を受領している。控訴人は貸金業者であるから、利息制限法も、みなし弁済規定の存在も、みなし弁済規定により利息の収受が認められるのは貸金業法の厳格な規制を満たした場合に限られることも知っている。

したがって、控訴人は、タイヘイと被控訴人との取引についてみなし弁済の規定の適用があったと信じ、かつそう信じるにつきやむを得なかった特段の事情がなければ悪意の受益者ということになるが、控訴人はタイヘイと控訴人間の取引に関しては、みなし弁済規定や悪意の受益者にかかわる一切の証拠を提出しない。したがって、控訴人は悪意の受益者と推認される。

(2) 争点2（控訴人による相殺の遡及効の及ぶ時点はどこまでか。）について
（控訴人の主張）

相殺適状日は、受動債権であるユニマツト取引の最終取引日である平成17年10月25日であり、同日時点のユニマツト取引による過払金47万5415円とディック取引の貸金残金8万4064円に平成17年6月6日から同年10月25日までの年18%の利息5845円の合計8万9909円とを差引した後の過払金残金は38万5506円である。

(被控訴人の主張)

- ア 控訴人の相殺の主張は、時機に遅れたものとして却下されるべきである。
- イ 相殺の主張が認められるとしても、本件では、相殺適状は平成17年6月6日に生じたというべきである。受動債権が弁済により消滅した場合には、その消滅した受動債権を重ねて相殺の対象とすることは「弁済による債権消滅」という事実と抵触するから認められないが、本件では平成17年6月6日以降に弁済による債権の消滅という事実は存しないから、同日までの相殺の効果を認めても、弁済の効果が覆滅されたり、他に覆滅されるような法律関係も存在しない。したがって、相殺の遡及効は、平成17年6月6日まで及ぶものと認められるべきである。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所は、被控訴人の本件請求は、42万0511円及びうち41万3290円に対する平成17年10月26日から支払済みまで年5分の割合による法定利息の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却すべきものと判断する。

その理由は、後記2のとおり付加するほかは、原判決の「理由」中「第1請求原因について」の1及び2項に記載のとおりであるから、これを引用する。

- 2(1) 争点1（控訴人は悪意の受益者に該当するか。）について

控訴人は、「悪意の受益者」と推定されない特段の事情の有無については、当該事件における個別具体的な取引の状況を検討するのではなく、一般的な取引状況を検討すれば足り、ユニマットにおいては、被控訴人との取引当時、17条書面及び18条書面が交付される業務態勢が構築されていたから、ユニマットが利息の債務の弁済として受領した金員につき、貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有するに至ったとしても、やむを得ないといえる特段の事情がある旨主張する。

そこで判断するに、貸金業者が借主に対して制限利率を超過した約定利率

で貸付けを行った場合、貸金業者は、貸金業法43条1項が適用される場合に限り、制限超過部分を有利な利息の債務の弁済として受領することができるにとどまり、同規定の適用がない場合には、制限超過部分は、貸付金の残元本があればこれに充当され、残元本が完済になった後の過払金は不当利得として借主に返還すべきものであることを十分に認識しているものというべきである。そうすると、貸金業者が制限超過部分を利息の債務の弁済として受領したが、その受領につき貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、当該貸金業者は、同項の適用があるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことがやむを得ないといえる特段の事情がある場合でない限り、法律上の原因がないことを知りながら過払金を取得した者、すなわち民法704条の「悪意の受益者」とであると推定されるものというべきである（最高裁平成19年7月13日第二小法廷判決・民集61巻5号1980頁参照）。

これを本件についてみると、本件事実関係によれば、貸金業者であるユニマツト及びタイヘイは、制限利率を超過する約定利率で被控訴人に対してユニマツト取引にかかる本件各貸付けを行い、制限超過部分を含む本件各弁済の弁済金を受領したことが明らかであるところ、控訴人は、本訴においてタイヘイと被控訴人との取引において貸金業法43条1項の適用があることについて主張立証を全くせず、またユニマツトと被控訴人との取引において貸金業法43条1項の適用があることについて、ユニマツトにおける一般的な取引の基本契約書等（乙15の1及び2、16の1及び2、17）の写しを証拠として提出するのみで、被控訴人に対する17条書面、18条書面の交付の事実などの個別具体的な主張立証をしないのであるから、上記各弁済金を受領した時点において貸金業法43条1項の適用があるとの認識を有していたとの主張をしているとはいえず、上記特段の事情を論ずる余地もないというほかない（最高裁平成19年7月17日第三小法廷判決・金融・商事判

例1279号27頁参照)。

したがって、本件各弁済によって過払金が生じていれば、控訴人は被控訴人に対し、悪意の受益者として法定利息を付してこれを返還すべき義務を負うべきであるから、悪意の受益者に当たらないとの控訴人の主張は採用できない。

(2) 争点2 (控訴人による相殺の遡及効の及ぶ時点はどこまでか。) について

控訴人は、相殺適状日は、受動債権であるユニマツト取引の最終取引日である平成17年10月25日である旨主張し、被控訴人は平成17年6月6日まで遡及する旨主張する。

そこで判断するに、金銭消費貸借の借主が利息制限法1条1項所定の制限を超えて利息の支払を継続し、その制限超過部分を元本に充当すると過払金が発生した場合において、貸主が悪意の受益者であるときは、貸主は、民法704条前段の規定に基づき、過払金発生時から同条前段所定の利息を支払わなければならない(大審院昭和2年(オ)第195号同年12月26日判決・法律新聞2806号15頁参照)。このことは、金銭消費貸借が、貸主と借主との間で継続的に金銭の借入れとその弁済が繰り返される旨の基本契約に基づくものであって、当該基本契約が過払金が発生した当時他の借入金債務が存在しなければ過払金をその後に発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含むものであった場合でも、異なるところはないと解するのが相当である(最高裁平成21年9月4日第二小法廷判決・裁判所時報1491号2頁参照)。

したがって、控訴人は、ユニマツト取引による過払金につき、その発生の都度利息を支払うべきこととなり、過払金発生時に履行期が到来していることとなる(なお、このことは、過払金の消滅時効の起算日が過払金充当合意を含む基本契約の趣旨という法律上の障害により、権利行使が妨げられる場合に過払金返還請求権の消滅時効が、特段の事情がない限り、同取引が終了

した時点から進行することと矛盾するものではない。))。

一方、ディック取引は平成17年6月6日をもって終了しており、控訴人の被控訴人に対する貸金債権も弁済期が到来している。

相殺適状とは、両債権が共に弁済期にあることであり、対当額における消滅という効果は、相殺適状を生じた時に遡って生ずるが、受動債権が弁済その他の事由で消滅した後に相殺することはできないと解すべきである。

そこで、本件においては、ユニマット取引については、平成17年6月6日の時点で既に過払金とその利息債権が発生しているところ、その後、ユニマットから被控訴人に貸金がされたことはなく、受動債権が弁済その他の事由で消滅するという事は生じない。

そうすると、控訴人の相殺の意思表示によるディック取引による貸金債権（自動債権）とユニマット取引による過払金及び利息債権（受動債権）の対当額における消滅という効果は、平成17年6月6日に遡及すると解するのが相当である。

なお、被控訴人は、控訴人の相殺の主張が時機に遅れたものである旨主張する。しかし、控訴人がディック取引にかかる貸金債権を有することは、被控訴人代理人の取引履歴の開示請求の際に開示されている（甲A1）のであり、また、本件訴訟において、控訴人は、原審第1回口頭弁論期日に陳述を擬制された答弁書「第6 被告の主張・要望」中で、ユニマット取引による過払金債務のほかに、ディック取引による貸金債権のあること等を主張しており、さらに、控訴人が期日に出頭しなかったため未陳述とされた被告準備書面(1)の「第4. 相殺の意思表示」には相殺の意思表示についての記載があり、原判決も相殺の抗弁について触れていることからすると、控訴人が、当審において、相殺の主張をすることは、被控訴人において、十分に予想されたものであって不意打ちとなるようなものではなく、またこの主張がされたことにより、審理の促進を阻害することにはならないから、控訴人の相殺の

主張が時機に遅れたものである旨の被控訴人の主張は採用することができない。

(3) 相殺の計算

上記(2)により、ディック取引による貸金債権とユニマット取引による過払金元金及び利息債権の相殺により、平成17年6月6日の時点において、ユニマット取引による過払金元金35万0290円が残存するところ、その後、ユニマット取引につき、被控訴人から平成17年7月4日、同年9月9日、同年10月25日にそれぞれ2万1000円が弁済がされたことにより、過払金元金が増加したほか、これに対する利息が発生した。

したがって、ユニマット取引については、別紙計算書記載のとおり、平成17年10月25日時点で過払金元金41万3290円、過払利息7221円（合計42万0511円）が残存している。

- 3 以上によれば、被控訴人の本件請求は、42万0511円及びうち41万3290円に対する平成17年10月26日から支払済みまで年5分の割合による法定利息の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却すべきところ、これと異なる原判決は一部失当であって、本件控訴の一部は理由があるから、原判決を上記のとおり変更することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第22民事部

裁判長裁判官 加 藤 新 太 郎

裁判官 柴 田 秀

東京高等裁判所

裁判官 加 藤 美 枝 子

東京高等裁判所

(別紙)

計 算 書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者: [REDACTED]

過払利率 5%

会員番号:

貸金業者: CFJ合同会社

作成者:

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
1	H9.2.3	100,000		0.18				100,000		
2	H9.3.6		5,000	0.18	31	1,528	0	96,528	0	0
3	H9.4.7		5,000	0.18	32	1,523	0	93,051	0	0
4	H9.5.6		5,000	0.18	29	1,330	0	89,381	0	0
5	H9.5.15	107,000		0.18	9	396	396	196,381	0	0
6	H9.6.6		10,000	0.18	22	2,130	0	188,907	0	0
7	H9.7.7		10,000	0.18	31	2,887	0	181,794	0	0
8	H9.8.6		10,000	0.18	30	2,689	0	174,483	0	0
9	H9.8.19	116,000		0.18	13	1,118	1,118	290,483	0	0
10	H9.9.8		13,000	0.18	20	2,865	0	281,466	0	0
11	H9.10.16		13,000	0.18	38	5,274	0	273,740	0	0
12	H9.11.6		13,000	0.18	21	2,834	0	263,574	0	0
13	H9.12.8		13,000	0.18	32	4,159	0	254,733	0	0
14	H10.1.6		13,000	0.18	29	3,643	0	245,376	0	0
15	H10.2.6		13,000	0.18	31	3,751	0	236,127	0	0
16	H10.2.26	136,000		0.18	20	2,328	2,328	372,127	0	0
17	H10.3.6		13,000	0.18	8	1,468	0	362,923	0	0
18	H10.4.6		15,000	0.18	31	5,548	0	353,471	0	0
19	H10.5.7		15,000	0.18	31	5,403	0	343,874	0	0
20	H10.6.8		15,000	0.18	32	5,426	0	334,300	0	0
21	H10.7.9		15,000	0.18	31	5,110	0	324,410	0	0
22	H10.8.6		15,000	0.18	28	4,479	0	313,889	0	0
23	H10.9.10		13,000	0.18	35	5,417	0	306,306	0	0
24	H10.9.16		2,000	0.18	6	906	0	305,212	0	0
25	H10.10.6		15,000	0.18	20	3,010	0	293,222	0	0
26	H10.10.14	146,000		0.18	8	1,156	1,156	439,222	0	0
27	H10.11.25		17,000	0.18	42	9,097	0	432,475	0	0
28	H10.12.9		17,000	0.18	14	2,985	0	418,460	0	0
29	H11.1.6		17,000	0.18	28	5,778	0	407,238	0	0
30	H11.2.8		17,000	0.18	33	6,627	0	396,865	0	0
31	H11.3.8		17,000	0.18	28	5,479	0	385,344	0	0
32	H11.4.6		17,000	0.18	29	5,510	0	373,854	0	0
33	H11.5.6		17,000	0.18	30	5,530	0	362,384	0	0
34	H11.6.21		17,000	0.18	46	8,220	0	353,604	0	0
35	H11.7.6		17,000	0.18	15	2,615	0	339,219	0	0
36	H11.8.10		17,000	0.18	35	5,855	0	328,074	0	0
37	H11.9.6		17,000	0.18	27	4,368	0	315,442	0	0
38	H11.10.6		17,000	0.18	30	4,666	0	303,108	0	0
39	H11.11.8		17,000	0.18	33	4,932	0	291,040	0	0
40	H11.12.6		17,000	0.18	28	4,018	0	278,058	0	0
41	H12.1.6		17,000	0.18	31	4,248	0	265,306	0	0
42	H12.2.7		17,000	0.18	32	4,175	0	252,481	0	0
43	H12.3.6		17,000	0.18	28	3,476	0	238,957	0	0
44	H12.3.17	100,000		0.18	11	1,292	1,292	338,957	0	0
45	H12.4.6		17,000	0.18	20	3,334	0	326,583	0	0
46	H12.5.8		17,000	0.18	32	5,139	0	314,722	0	0
47	H12.6.6		17,000	0.18	29	4,488	0	302,210	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
48	H12.7.6		17,000	0.18	30	4,458	0	289,668	0	0
49	H12.8.7		17,000	0.18	32	4,558	0	277,226	0	0
50	H12.9.6		17,000	0.18	30	4,090	0	264,316	0	0
51	H12.10.10		17,000	0.18	34	4,419	0	251,735	0	0
52	H12.11.7		17,000	0.18	28	3,466	0	238,201	0	0
53	H12.12.6		17,000	0.18	29	3,397	0	224,598	0	0
54	H13.1.9		17,000	0.18	34	3,758	0	211,356	0	0
55	H13.2.5		17,000	0.18	27	2,814	0	197,170	0	0
56	H13.3.6		17,000	0.18	29	2,819	0	182,989	0	0
57	H13.4.6		17,000	0.18	31	2,797	0	168,786	0	0
58	H13.5.7		17,000	0.18	31	2,580	0	154,366	0	0
59	H13.6.6		17,000	0.18	30	2,283	0	139,649	0	0
60	H13.7.6		17,000	0.18	30	2,066	0	124,715	0	0
61	H13.8.6		17,000	0.18	31	1,906	0	109,621	0	0
62	H13.9.6		17,000	0.18	31	1,675	0	94,296	0	0
63	H13.10.9		17,000	0.18	33	1,534	0	78,830	0	0
64	H13.11.6		17,000	0.18	28	1,088	0	62,918	0	0
65	H13.11.14	122,000		0.18	8	248	248	184,918	0	0
66	H13.12.6		17,000	0.18	22	2,006	0	170,172	0	0
67	H14.1.7		17,000	0.18	32	2,685	0	155,857	0	0
68	H14.2.6		17,000	0.18	30	2,305	0	141,162	0	0
69	H14.3.6		17,000	0.18	28	1,949	0	126,111	0	0
70	H14.4.8		17,000	0.18	33	2,052	0	111,163	0	0
71	H14.5.13		17,000	0.18	35	1,918	0	96,081	0	0
72	H14.6.13		17,000	0.18	31	1,468	0	80,549	0	0
73	H14.7.10		17,000	0.18	27	1,072	0	64,621	0	0
74	H14.7.11	42,492		0.18	1	31	31	107,113	0	0
75	H14.8.5		17,000	0.18	25	1,320	0	91,464	0	0
76	H14.9.20		20,000	0.18	46	2,074	0	73,538	0	0
77	H14.10.8		17,000	0.18	18	652	0	57,190	0	0
78	H14.10.11	88,402		0.18	3	84	84	145,592	0	0
79	H14.11.5		21,000	0.18	25	1,794	0	126,470	0	0
80	H14.12.5		21,000	0.18	30	1,871	0	107,341	0	0
81	H15.1.6		21,000	0.18	32	1,693	0	88,034	0	0
82	H15.2.6		21,000	0.18	31	1,345	0	68,379	0	0
83	H15.3.5		21,000	0.18	27	910	0	48,289	0	0
84	H15.4.7		21,000	0.18	33	785	0	28,074	0	0
85	H15.5.6		21,000	0.18	29	401	0	7,475	0	0
86	H15.6.5		21,000	0.18	30	110	0	-13,415	0	0
87	H15.7.7		21,000	0.18	32	0	0	-34,415	-58	-58
88	H15.8.22		21,000	0.18	46	0	0	-55,415	-216	-274
89	H15.9.24		21,000	0.18	33	0	0	-76,415	-250	-524
90	H15.10.21		21,000	0.18	27	0	0	-97,415	-282	-806
91	H15.11.18		21,000	0.18	28	0	0	-118,415	-373	-1,179
92	H15.12.15		21,000	0.18	27	0	0	-139,415	-437	-1,616
93	H16.2.12		21,000	0.18	59	0	0	-160,415	-1,124	-2,740
94	H16.3.5		21,000	0.18	22	0	0	-181,415	-482	-3,222
95	H16.5.6		21,000	0.18	62	0	0	-202,415	-1,536	-4,758
96	H16.6.15		21,000	0.18	40	0	0	-223,415	-1,106	-5,864
97	H16.7.20		21,000	0.18	35	0	0	-244,415	-1,068	-6,932
98	H16.8.5		21,000	0.18	16	0	0	-265,415	-534	-7,466
99	H16.9.2		21,000	0.18	28	0	0	-286,415	-1,015	-8,481
100	H16.10.5		21,000	0.18	33	0	0	-307,415	-1,291	-9,772

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残額
101	H16.11.5		21,000	0.18	31	0	0	-328,415	-1,301	-11,073
102	H16.12.7		17,000	0.18	32	0	0	-345,415	-1,435	-12,508
103	H16.12.15		4,000	0.18	8	0	0	-349,415	-377	-12,885
104	H17.1.5		21,000	0.18	21	0	0	-370,415	-1,003	-13,888
105	H17.2.8		21,000	0.18	34	0	0	-391,415	-1,725	-15,613
106	H17.6.6		21,000	0.18	118	0	0	-412,415	-6,326	-21,939
107	H17.6.6	84,064		0.18	0	0	0	-350,290	0	0
108	H17.7.4		21,000	0.18	28	0	0	-371,290	-1,343	-1,343
109	H17.9.9		21,000	0.18	67	0	0	-392,290	-3,407	-4,750
110	H17.10.25		21,000	0.18	46	0	0	-413,290	-2,471	-7,221
111	H22.4.14			0.18	1,632	0	0	-413,290	-92,339	-99,560

これは正本である。

平成22年6月14日

東京高等裁判所第22民事部

裁判所書記官 内村 淳 彦

